

八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱

〔令和 4 年 3 月 2 4 日〕
要 綱 第 1 7 号

改正 令和 6 年 3 月 2 5 日要綱第 1 1 号
令和 7 年 3 月 2 1 日要綱第 1 2 号
令和 8 年 3 月 1 9 日要綱第 2 3 号
令和 8 年 5 月 2 9 日要綱第 7 3 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内の独身者が結婚するために行う活動に係る経済的負担軽減の取組みとして、予算の範囲内において当該活動に要した経費に対し、市内の利用可能店舗での商品購入、サービス等に利用可能なデジタル商品券（以下「補助金」という。）を交付する八幡浜市オンライン婚活応援事業を実施することにより、もって出会いの機会の拡充及び当該活動の積極的な支援を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オンライン婚活事業 結婚を希望する者（以下「結婚希望者」という。）の求めに応じ、その提供する情報についてインターネットを利用して、他の結婚希望者が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた結婚希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を利用して当該情報に係る結婚希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。
- (2) オンライン婚活事業者 オンライン婚活事業を行う者であって、日本国内に事務所又は住所を有するものをいう。
- (3) 独身者 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の独身者
- (2) オンライン婚活事業者が実施するオンライン婚活事業に登録した者
- (3) 市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象は、オンライン婚活事業者が実施するオンライン婚活事業に登録する際に必要となる入会金、登録料その他事業の利用を開始するために必要となる経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全部とし、補助対象者1人につき2万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係資料を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をもって、補助金の額が確定したものとみなし、当該申請者に対し補助金を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付が困難であると市長が認める場合に限り、現金振込による交付ができるものとする。この場合において、申請者は、八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付請求書（様式第3号）を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の利用）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、原則として、市内の利用可能店舗において、交付を受けた日（チャージした日）から起算して150日後までの間に限り利用することができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後にオンライン婚活事業者が実施するオンライン婚活事業に登録した者から適用する。

附 則 (令和6年3月25日要綱第11号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月21日要綱第12号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月19日要綱第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年5月29日要綱第73号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があったものについて適用し、施行日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

年 月 日

八幡浜市長 様

氏名

現住所

生年月日

八幡浜市オンライン婚活応援事業
補助金交付申請書

八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 費用が確認できる資料（領収書の写し等）
- (2) その他市長が必要と認めた書類

3 制約事項

八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金の申請に当たり、次のことを誓約いたします。

- (1) 市税等を滞納していないこと
- (2) 未婚者であり、事実婚の状況にないこと
- (3) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと
- (4) 市長がこの補助金の交付要綱に違反していることと認めた場合は、当該補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、すみやかに交付を受けた補助金を返還します。

4 同意事項

八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金の申請にあたり、市がこの補助金交付事務処理に必要な範囲において、次のことについて調査することに同意します。

- (1) 住民基本台帳の情報及び戸籍（居住・婚姻関係の事実に関する事項に限る。）の情報
- (2) 市税等の納付状況

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

印

八幡浜市オンライン婚活応援事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金について、八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市長 様

申請者

八幡浜市オンライン婚活応援事業
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金について、現金振込による交付を受けたいので、八幡浜市オンライン婚活応援事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

振込口座	金融機関名	
	支店・支所名	
	預金種別	
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	